

議案第 4 2 号

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に  
ついて

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する  
条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 5 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

令和元年 1 0 月 1 日からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公の施設の使用料等を改定するため、関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例  
(山都町手数料条例の一部改正)

第1条 山都町手数料条例(平成17年山都町条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表の11の表中「公簿、公文書及び図面」を「公簿及び図面」に、

「

ロール紙幅44cm 1メートル当たり	100円
ロール紙幅66cm 1メートル当たり	150円
ロール紙幅80cm 1メートル当たり	200円
ロール紙幅88cm 1メートル当たり	250円
カラーコピー B5判又はA4判	1枚につき50円
カラーコピー B4判又はA3判	1枚につき80円

」

を

「

ロール紙幅718mm未満 1メートル当たり	280円	
ロール紙幅718mm以上 1メートル当たり	340円	
印刷機(輪転機)	1面1枚当たりの単価	
印刷枚数	50枚以下	3円
	51枚から200枚まで	2円
	201枚以上	1円

に、

「

認可地縁団体の台帳の写しの証明書	1通につき500円
------------------	-----------

」

を

「

認可地縁団体の台帳の写しの証明書	1通につき500円
------------------	-----------

注 印刷機（輪転機）の手数料は、印刷枚数の区分に応じ、印刷枚数に1面1枚当たりの単価を乗じて得られた額及び用紙代（実費相当額）を合計した額（10円未満切捨て）とする。

」

に改める。

（山都町花上多目的集会場条例の一部改正）

第2条 山都町花上多目的集会場条例（平成17年山都町条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「216円」を「220円」に、「108円」を「110円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

（山都町公民館条例の一部改正）

第3条 山都町公民館条例（平成17年山都町条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第3山都町中央公民館の部中「610円」を「620円」に改め、同表馬見原公民館の部中「1,080円」を「1,100円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「1,610円」を「1,630円」に改める。

（山都町立図書館条例の一部改正）

第4条 山都町立図書館条例（平成17年山都町条例第73号）の一部を次のように改正する。

別表中「820円」を「830円」に、「1,230円」を「1,250円」に改める。

(山都町営体育館条例の一部改正)

第5条 山都町営体育館条例（平成17年山都町条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1（1）の表中「810円」を「820円」に改める。

別表第2の1（2）アの表中「720円」を「730円」に、「810円」を「820円」に、「1,130円」を「1,150円」に改める。

別表第2の1（2）イの表中「2,160円」を「2,200円」に、「810円」を「820円」に、「3,390円」を「3,450円」に改める。

別表第2の2（1）の表中「1,290円」を「1,310円」に、「860円」を「870円」に、「2,590円」を「2,630円」に、「640円」を「650円」に、「670円」を「680円」に改める。

別表第2の3（1）の表蘇陽林業者等健康増進施設の部全面の項中「980円」を「990円」に、「650円」を「660円」に、「1,970円」を「2,000円」に改め、同表馬見原体育館の部全面の項中「640円」を「650円」に、「1,290円」を「1,310円」に改め、同表長崎体育館の項、上差尾体育館の項、二瀬本体育館の項、橘体育館の項、長谷体育館の項及び東竹原体育館の項中「980円」を「990円」に改める。

(山都町営グラウンド条例の一部改正)

第6条 山都町営グラウンド条例（平成17年山都町条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中「810円」を「820円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第2の2の表中「860円」を「870円」に改める。

(山都町営弓道場条例の一部改正)

第7条 山都町営弓道場条例（平成17年山都町条例第78号）の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に、「640円」を「650円」に改める。

(山都町立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正)

第8条 山都町立学校体育施設の開放に関する条例（平成17年山都町条例第80号）の一部を次のように改正する。

別表中「640円」を「650円」に、「810円」を「820円」に、「860円」を「870円」に改める。

(山都町コミュニティセンター条例の一部改正)

第9条 山都町コミュニティセンター条例（平成17年山都町条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「1,720円」を「1,750円」に改める。

(山都町地域福祉センター条例の一部改正)

第10条 山都町地域福祉センター条例（平成17年山都町条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「324円」を「330円」に、「540円」を「550円」に、「216円」を「220円」に改める。

(山都町高齢者共同住宅条例の一部改正)

第11条 山都町高齢者共同住宅条例（平成17年山都町条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,320円」を「4,400円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「14,040円」を「14,300円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「20,520円」を「20,900円」に、「23,760円」を「24,200円」に、「27,000円」を「27,500円」に、「32,400円」を「33,000円」に改める。

(山都町老人福祉センター条例の一部改正)

第12条 山都町老人福祉センター条例（平成17年山都町条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「320円」を「330円」に改める。

別表第2中「4, 320円」を「4, 400円」に、「7, 560円」を「7, 700円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に、「14, 040円」を「14, 300円」に、「17, 280円」を「17, 600円」に、「20, 520円」を「20, 900円」に、「23, 760円」を「24, 200円」に、「27, 000円」を「27, 500円」に、「32, 400円」を「33, 000円」に改める。

(山都町生活支援ハウス条例の一部改正)

第13条 山都町生活支援ハウス条例（平成17年山都町条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「3, 240円」を「3, 300円」に、「5, 400円」を「5, 500円」に改める。

別表第2中「4, 320円」を「4, 400円」に、「7, 560円」を「7, 700円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に、「14, 040円」を「14, 300円」に、「17, 280円」を「17, 600円」に、「20, 520円」を「20, 900円」に、「23, 760円」を「24, 200円」に、「27, 000円」を「27, 500円」に、「32, 400円」を「33, 000円」に、「37, 800円」を「38, 500円」に、「43, 200円」を「44, 000円」に、「48, 600円」を「49, 500円」に、「54, 000円」を「55, 000円」に改める。

(山都町高齢者憩いの家条例の一部改正)

第14条 山都町高齢者憩いの家条例（平成17年山都町条例第95号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「2, 700円」を「2, 750円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に改める。

(山都町介護予防拠点施設条例の一部改正)

第15条 山都町介護予防拠点施設条例（平成17年山都町条例第97号）の

一部を次のように改正する。

別表第2中「430円」を「440円」に、「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第3中「1,080円」を「1,100円」に、「100円」を「110円」に、「540円」を「550円」に改める。

(山都町人権センター条例の一部改正)

第16条 山都町人権センター条例（平成17年山都町条例第99号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「204円」に、「280円」を「286円」に、「520円」を「530円」に、「260円」を「265円」に、「350円」を「356円」に、「780円」を「795円」に、「150円」を「152円」に、「220円」を「224円」に、「420円」を「427円」に、「210円」を「214円」に、「620円」を「632円」に改める。

(山都町保健福祉センター条例の一部改正)

第17条 山都町保健福祉センター条例（平成17年山都町条例第102号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「257円」を「260円」に、「627円」を「640円」に、「617円」を「630円」に、「308円」を「310円」に、「678円」を「690円」に、「410円」を「420円」に、「1,028円」を「1,050円」に、「1,234円」を「1,260円」に改める。

別表第3清和保健センター使用料の表中「257円」を「260円」に、「627円」を「640円」に、「410円」を「420円」に、「1,028円」を「1,050円」に改める。

別表第3蘇陽保健センター使用料の表中「648円」を「660円」に、「324円」を「330円」に、「540円」を「550円」に改める。

(山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第18条 山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山都町条例

第104号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「10.8円」を「11.0円」に改める。

(山都町二瀬本ふれあい館条例の一部改正)

第19条 山都町二瀬本ふれあい館条例(平成17年山都町条例第112号)の一部を次のように改正する。

第14条中「別表に定める使用料」を「その使用料の上限として別表で定める額以下で町長が指定する額」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

区分		単位	使用料(上限額)
農産加工室	味噌づくり	1日	1,210円
	味噌づくり以外	1日	550円
	ボイラー	1日	1,000円
洗濯室	洗濯機	1回	770円
	乾燥機	1回	55円
LPガス		0.1立方メートル	75円

(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。

(山都町蘇陽営農センター条例の一部改正)

第20条 山都町蘇陽営農センター条例(平成17年山都町条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,320円」を「4,400円」に、「432円」を「440円」に、「648円」を「660円」に、「540円」を「550円」に改める。

(山都町二瀬本研修センター条例の一部改正)

第21条 山都町二瀬本研修センター条例(平成17年山都町条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,296円」を「1,320円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円



」を「2,750円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,780円」を「3,850円」に改める。

(山都町清和研修センター条例の一部改正)

第22条 山都町清和研修センター条例(平成17年山都町条例第115号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,296円」を「1,320円」に、「648円」を「660円」に、「324円」を「330円」に改める。

(山都町清和山村基幹集落センター条例の一部改正)

第23条 山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に改める。

(山都町黒峰牧場条例の一部改正)

第24条 山都町黒峰牧場条例(平成17年山都町条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

区分	使用料
肉用繁殖牛	1頭1シーズン(5月から11月まで)につき 5,500円
子牛	無料

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(山都町水道事業給水条例の一部改正)

第25条 山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)の一部を次のように改正する。

第34条の表を次のように改める。

	量水器口径	基本水量	基本料金1箇月	従量料金7m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup>
	区分		につき	につき

一般用	13ミリメートル	7m <sup>3</sup> 当たり	1,100円	154円
	20 "	"	1,221円	154円
	25 "	"	1,243円	154円
	30 "	"	1,342円	154円
	40 "	"	1,496円	154円
	50 "	"	3,652円	154円
	75 "	"	4,510円	154円
営業用	20 "	"	1,221円	7m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき 99円 200m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> に つき 154円
	25 "	"	1,243円	
一時用			1m <sup>3</sup> につき	308円
消火栓（演習用）		10分（約10m <sup>3</sup> ）		1,100円

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

第44条第1項の表を次のように改める。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	33,000円
20 "	44,000円
25 "	88,000円
30 "	143,000円
40 "	275,000円
50 "	495,000円
75 "	1,430,000円

（山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正）

第26条 山都町簡易水道等事業給水条例（平成18年山都町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第32条第1号アの表を次のように改める。

名称	用途	メータ 一口径 区分	基本水量	基本料金（1箇 月につき）	超過料金（1m <sup>3</sup> につき）
中部地区簡易水道	一般用	13mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,100円	154円
尾野尻地区簡易水道		20mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,221円	154円
高月地区簡易水道		25mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,243円	154円
小峰地区簡易水道		30mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,342円	154円
朝日地区簡易水道		40mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,496円	154円
馬見原地区簡易水道		50mm	7m <sup>3</sup> 当たり	3,652円	154円
菅尾地区簡易水道		75mm	7m <sup>3</sup> 当たり	4,510円	154円
柏地区簡易水道	公共用	—	7m <sup>3</sup> 当たり	550円	154円
柏第二地区簡易水道	一時用	—	—	1m <sup>3</sup> につき	308円
東竹原地区簡易水道	消火栓（演習用）	10分（約10m <sup>3</sup> ）			1,100円
西部地区簡易水道					
今村地区簡易水道					
山都中央地区簡易水道					
矢部長谷地区簡易水道					
矢部地区簡易水道					
白糸地区簡易水道					
蘇陽長谷地区簡易水道					

（注） 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

第42条第2項の表を次のように改める。

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	33,000円
20ミリメートル	44,000円
25ミリメートル	88,000円
30ミリメートル	143,000円

40ミリメートル	275,000円
50ミリメートル	495,000円
75ミリメートル	1,430,000円

(山都町福祉サービス手数料条例の一部改正)

第27条 山都町福祉サービス手数料条例(平成18年山都町条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表緊急通報体制整備事業手数料(月額)の項中「500円」を「550円」に、「250円」を「275円」に改める。

(山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正)

第28条 山都町文化交流拠点施設設置条例(平成29年山都町条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,700円」を「2,750円」に、「1,350円」を「1,375円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(清和村村有林野使用料徴収条例の一部改正)

第29条 清和村村有林野使用料徴収条例(昭和32年清和村条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「100円」を「110円」に改め、同項第3号及び第4号中「1,000円」を「1,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(第25及び第26条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例(以下「改正後のそれぞれの条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下次項において「施行日」という。)以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

3 改正後のそれぞれの条例(第1条、第18及び第27条の規定によるものを除く。)の施行の際現になされている使用、利用又は入居等に係る使用料、

利用料若しくは入居料等及び施行日の前日までの使用、利用又は入居等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料若しくは入居料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 第25条の規定による改正後の山都町水道事業給水条例（以下この項において「改正後水道給水条例」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して給水を受ける水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、水道の使用を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、改正後水道給水条例第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 第26条の規定による改正後の山都町簡易水道等事業給水条例（以下この項において「改正後簡易水道給水条例」という。）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続して本町の簡易水道等の給水を受ける水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいい、当該確定した日がない場合には、簡易水道等の給水を開始した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る料金については、改正後簡易水道給水条例第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 前2項の月数は、歴に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、

これを1月とする。

山都町手数料条例(平成17年山都町条例第53号)新旧対照表【第1条関係】

現行		改正後(案)	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
11 その他の事務		11 その他の事務	
公簿、公文書及び図面の閲覧手数料	(省略)	公簿 及び図面の閲覧手数料	(省略)
公簿、公文書及び図面の証明手数料	(省略)	公簿 及び図面の証明手数料	(省略)
公簿、公文書及び図面の写しの交付手数料		公簿 及び図面の写しの交付手数料	
(省略)		(省略)	
ロール紙幅44cm 1メートル当たり	100円	ロール紙幅718mm未満 1メートル当たり	280円
ロール紙幅66cm 1メートル当たり	150円	ロール紙幅718mm以上 1メートル当たり	340円
ロール紙幅80cm 1メートル当たり	200円	印刷機(輪転機)	1面1枚当たりの単価
ロール紙幅88cm 1メートル当たり	250円	50枚以下	3円
カラーコピー B5判又はA4判	1枚につき50円	51枚から200枚まで	2円
カラーコピー B4判又はA3判	1枚につき80円	201枚以上	1円
(省略)		(省略)	

注 印刷機(輪転機)の手数料は、印刷枚数の区分に応じ、印刷枚数に1面1枚当たりの単価を乗じて得られた額及び用紙代(実費相当額)を合計した額(10円未満切捨て)とする。

山都町花上多目的集会場条例(平成17年山都町条例第58号)新旧対照表【第2条関係】

現行		改正後 (案)		
別表(第9条関係)				
花上多目的集会場使用料		花上多目的集会場使用料		
単位	全館	使用料		
		和室のみ	和室のみ	ホールのみ
1時間	216円	108円	110円	110円
1日	2,160円	1,080円	1,100円	1,100円
(注)表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。				



山都町公民館条例(平成17年山都町条例第72号)新旧対照表【第3条関係】

現行		改正後 (案)			
別表第3(第13条関係)					
公民館名	使用料(1時間当たり)	冷暖房費(1時間当たり)	備考		
山都町中央公民館	大研修室	610円	300円 <sup>1</sup>	使用料及び冷暖房費の単価は、1時間未満は、引き上げる。 <sup>2</sup> 町外利用者の場合は、使用料を2倍とする。	
	視聴覚室	410円	300円		
	器具利用の場合 (1台につき1日 640円)				
	調理室	410円	300円		
	調理台利用の場合(1台につき1日 130円)				
清和山村基幹集落センター	研修室 I・II	250円	200円	使用料を2倍とする。	
	和室	300円	200円		
	山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)第8条の規定を適用する。				
馬見原公民館	大ホール	1,080円	530円	使用料を2倍とする。	
	中会議室	210円	310円		
	小会議室	210円	310円		
	中和室	210円	160円		
	山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)第8条の規定を適用する。				
山都町中央公民館	大研修室	620円	300円 <sup>1</sup>	使用料及び冷暖房費の単価は、1時間未満は、引き上げる。 <sup>2</sup> 町外利用者の場合は、使用料を2倍とする。	
	視聴覚室	410円	300円		
	器具利用の場合 (1台につき1日 640円)				
	調理室	410円	300円		
	調理台利用の場合(1台につき1日 130円)				
清和山村基幹集落センター	研修室 I・II	250円	200円	使用料を2倍とする。	
	和室	300円	200円		
	山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)第8条の規定を適用する。				
馬見原公民館	大ホール	1,100円	530円	使用料を2倍とする。	
	中会議室	210円	310円		
	小会議室	210円	310円		
	中和室	210円	160円		
	山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)第8条の規定を適用する。				

小和室	210円	160円
調理・実習室	540円	310円
全館使用	3,780円	1,610円
(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。		
小和室	210円	160円
調理・実習室	540円	310円
全館使用	3,850円	1,630円
(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。		

山都町立図書館条例(平成17年山都町条例第73号)新旧対照表【第4条関係】

現行		改正後(案)			
別表(第7条関係)		別表(第7条関係)			
使用料		使用料			
区分	利用料 (1時間当たり)	冷暖房費 (1時間当たり)	利用料 (1時間当たり)	冷暖房費 (1時間当たり)	備考
入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	410円	410円 ただし、コインタイマーにより利用する場合は、実費とする。	410円	410円 ただし、コインタイマーにより利用する場合は、実費とする。	1 利用時間に1時間未満の時間があるときの利用料又は冷暖房費の額は、当該1時間未満の時間を1時間とみなした額とする。 2 町民以外の利用の場合は、当該利用に係る利用料の額を2倍にした額を利用料として徴収する。
入場料その他これに類する料金を徴収するもので、その額が1,000円以下のもの	820円		830円		
入場料その他これに類する料金を徴収するもので、その額が1,000円を超えるもの	1,230円		1,250円		
1 「入場料その他これに類する料金を徴収するもの」には、入場券、整理券その他これに類するものを発行して利用するものを含む。 2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。					1 「入場料その他これに類する料金を徴収するもの」には、入場券、整理券その他これに類するものを発行して利用するものを含む。 2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

山都町営体育館条例(平成17年山都町条例第75号)新旧対照表【第5条関係】

現行		改正後(案)	
別表第2(第12条関係)		別表第2(第12条関係)	
1 中央体育館、中島体育館、浜町体育館、下矢部西部体育館、下矢部東部体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館		1 中央体育館、中島体育館、浜町体育館、下矢部西部体育館、下矢部東部体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館	
(1) 体育活動を目的として利用する場合		(1) 体育活動を目的として利用する場合	
施設名	単位	使用料 (1時間当たり)	電気料 (1時間当たり)
中央体育館、中島体育館	全館	350円	820円
	バレーボールコート1面	110円	400円
	バスケットボールコート1面	110円	400円
	バドミントンコート1面	40円	400円
	卓球2階全面	130円	400円
	剣道1面	110円	400円
	柔道1面	110円	400円
	全館	110円	310円
	浜町体育館、下矢部西部体育館、下矢部東部		

体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館	
---	--

(2) 体育活動以外を目的として利用する場合

ア 入場料又はこれに類するものを徴収しない催物

区分	使用料(1時間当たり)	電気代(1時間当たり)
営利又は宣伝を目的としない催物	720円	810円
営利又は宣伝を目的とする催物	1,130円	

イ 入場料又はこれに類するものを徴収する催物

区分	使用料(1時間当たり)	電気代(1時間当たり)
営利又は宣伝を目的としない催物	2,160円	810円
営利又は宣伝を目的とする催物	3,390円	

備考

体育館、中島南部体育館、中島東部体育館、中島西部体育館、白糸第一体育館、白糸第二体育館、白糸第三体育館、下名連石体育館、御所体育館	
---	--

(2) 体育活動以外を目的として利用する場合

ア 入場料又はこれに類するものを徴収しない催物

区分	使用料(1時間当たり)	電気代(1時間当たり)
営利又は宣伝を目的としない催物	730円	820円
営利又は宣伝を目的とする催物	1,150円	

イ 入場料又はこれに類するものを徴収する催物

区分	使用料(1時間当たり)	電気代(1時間当たり)
営利又は宣伝を目的としない催物	2,200円	820円
営利又は宣伝を目的とする催物	3,450円	

備考

- ア 1時間未満は、1時間とみなす。
- イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
- ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。
- エ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。
- オ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。
- カ 町民以外の利用は倍額とする。
- キ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

2 清和体育館、朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館

(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合

施設名	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
	営利又は宣伝を目的としな い催物	1時間当たり	営利又は宣伝を目的としな い催物	1時間当たり
清和体育館	全面	430円	1,290円	860円
	半面	210円	640円	430円
2階フロア		110円	330円	220円
	舞台	110円	330円	220円
				2,590円
				1,290円
				670円
				670円

- ア 1時間未満は、1時間とみなす。
- イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。
- ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。
- エ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。
- オ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。
- カ 町民以外の利用は倍額とする。
- キ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

2 清和体育館、朝日西部体育館、木原谷体育館、小峰体育館、朝日体育館

(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合

施設名	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
	営利又は宣伝を目的としな い催物	1時間当たり	営利又は宣伝を目的としな い催物	1時間当たり
清和体育館	全面	430円	1,310円	870円
	半面	210円	650円	430円
2階フロア		110円	330円	220円
	舞台	110円	330円	220円
				2,630円
				1,310円
				680円
				680円

朝日 西部 体育 館	全面	210円	640円	430円	1,290円
木原 谷体 育館	全面	210円	640円	430円	1,290円
小峰 体育 館	全面	210円	640円	430円	1,290円
朝日 体育 館	全面	210円	640円	430円	1,290円
備考		ア 1時間未満は、1時間とみなす。 イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。 ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。 エ 体育館全館借用の場合の料金については、体育館全面の 料金を徴収する。 オ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許 可を要する。 カ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴 収する。 キ 2階フロア及び舞台については、単独で利用する場合の料 金。 ク 町民以外の利用は倍額とする。			

朝日 西部 体育 館	全面	210円	650円	430円	1,310円
木原 谷体 育館	全面	210円	650円	430円	1,310円
小峰 体育 館	全面	210円	650円	430円	1,310円
朝日 体育 館	全面	210円	650円	430円	1,310円
備考		ア 1時間未満は、1時間とみなす。 イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。 ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。 エ 体育館全館借用の場合の料金については、体育館全面の 料金を徴収する。 オ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許 可を要する。 カ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴 収する。 キ 2階フロア及び舞台については、単独で利用する場合の料 金。 ク 町民以外の利用は倍額とする。			

ケ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

3 蘇陽林業者等健康増進施設、馬見原体育館、長崎体育館、上差尾体育館、二瀬本体育館、橘体育館、長谷体育館、東竹原体育館

(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合

施設名	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
	営利又は宣伝を目的としな い催物 1時間当たり	営利又は宣伝を目的とする催物 1時間当たり	営利又は宣伝を目的としな い催物 1時間当たり	営利又は宣伝を目的とする催物 1時間当たり
蘇陽	320円	980円	650円	1,970円
林業者等健康増進施設	160円	490円	320円	980円
馬見	210円	640円	430円	1,290円
原体育館	100円	320円	210円	640円
長崎体育館	160円	490円	320円	980円
上差尾体育館	160円	490円	320円	980円

ケ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

3 蘇陽林業者等健康増進施設、馬見原体育館、長崎体育館、上差尾体育館、二瀬本体育館、橘体育館、長谷体育館、東竹原体育館

(1) 体育活動又は体育活動以外を目的として利用する場合

施設名	入場料に類するものを徴収しない場合		入場料に類するものを徴収する場合	
	営利又は宣伝を目的としな い催物 1時間当たり	営利又は宣伝を目的とする催物 1時間当たり	営利又は宣伝を目的としな い催物 1時間当たり	営利又は宣伝を目的とする催物 1時間当たり
蘇陽	320円	990円	660円	2,000円
林業者等健康増進施設	160円	490円	320円	980円
馬見	210円	650円	430円	1,310円
原体育館	100円	320円	210円	640円
長崎体育館	160円	490円	320円	990円
上差尾体育館	160円	490円	320円	990円



二瀬 本体 育館	全面	160円	490円	320円	980円
橘体 育館	全面	160円	490円	320円	980円
長谷 体育 館	全面	160円	490円	320円	980円
東竹 原体 育館	全面	160円	490円	320円	980円
備考	<p>ア 1時間未満は、1時間とみなす。  イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。  ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。  エ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。  オ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。  カ 町民以外の利用は倍額とする。  キ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>				

二瀬 本体 育館	全面	160円	490円	320円	990円
橘体 育館	全面	160円	490円	320円	990円
長谷 体育 館	全面	160円	490円	320円	990円
東竹 原体 育館	全面	160円	490円	320円	990円
備考	<p>ア 1時間未満は、1時間とみなす。  イ 特別の設備に要する費用は、利用者の負担とする。  ウ 会場準備のための使用料は、同額の使用料を徴収する。  エ 器具その他設備のための外部からの持込みは、事前に許可を要する。  オ 特別の設備外電気器具を使用する場合は実費相当額を徴収する。  カ 町民以外の利用は倍額とする。  キ 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>				

山都町営グラウンド条例(平成17年山都町条例第77号)新旧対照表【第6条関係】

現行		改正後 (案)					
別表第2(第13条関係)							別表第2(第13条関係)
1 中央グラウンド、御岳グラウンド、名連川グラウンド使用料							1 中央グラウンド、御岳グラウンド、名連川グラウンド使用料
区分	5時から12時まで	12時から19時まで	19時から22時まで	22時から24時まで	電気料(1時間まで)	備考	
野球	1面につき2面 30円	450円	130円	130円	810円	1 1時間未満は1時間とみなす。 2 町民以外の使用の場合には倍額とする。	
ソフトボール	1面につき1面 90円	320円	130円	130円	810円		
サッカー	1面につき1面 90円	320円	130円	130円	810円		
バレーボール	1面につき6面 0円	100円	/	/	/		
軟式庭球	1面につき6面 0円	100円	/	/	/		
その他の球技	1面につき30円	190円	130円	130円	820円		
第1グラウンド	全面につき1,080円	2,160円	130円	130円	810円		
第2グラウンド	全面につき450円	510円	/	/	/		
2 清和グラウンド、馬見原グラウンド及び下矢部西部グラウンド使用料							2 清和グラウンド、馬見原グラウンド及び下矢部西部グラウンド使用料

料(夜間照明のみ)

区分	1時間当たり	備考
清和グラウンド 全面	860円 <sup>1</sup>	1時間未満は、1時間とみなす。
馬見原グラウンド 全面	860円 <sup>2</sup>	町民以外の使用の場合は、 倍額とする。
下矢部西部グラウン ド 全面	860円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

料(夜間照明のみ)

区分	1時間当たり	備考
清和グラウンド 全面	870円 <sup>1</sup>	1時間未満は、1時間とみなす。
馬見原グラウンド 全面	870円 <sup>2</sup>	町民以外の使用の場合は、 倍額とする。
下矢部西部グラウン ド 全面	870円	

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

山都町営弓道場条例(平成17年山都町条例第78号)新旧対照表【第7条関係】

現行		改正後 (案)	
別表(第4条関係)			
弓道場使用料			
区分	1日につき	1箇月につき	備考
学生 生徒	40円	550円	町民以外の使用は、倍
一般	60円	650円	額とする。
注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。			

山都町立学校体育施設の開放に関する条例(平成17年山都町条例第80号)新旧対照表【第8条関係】

		改正後 (案)											
		別表(第2条、第6条関係)											
		別表(第2条、第6条関係)											
施設名	種目	単位	使用料(1時間当たり)	電気料(1時間当たり)	備考								
潤徳小学校体育館	全館	1面	110円	310円	1時間未満は、1時間とみなす。	1							
							潤徳小学校体育館						
							矢部小学校体育館	バレーボール	1面	110円	310円	2	蘇陽中学校
								バスケットボール	1面	110円	310円		校グラウンドの使用料
							矢部小学校体育館	卓球場	1面	110円	310円		について
								バドミントン	1面	110円	310円		は、夜間照明を使うと
							矢部小学校体育館	柔道	1面	110円	310円		きのみ徴収
								剣道	1面	110円	310円		するものと
							矢部小学校体育館	全館		210円	650円		する。
								バレーボール	1面	110円	310円		
矢部中学校体育館	全館	1面	110円	310円	1時間未満は、1時間とみなす。	1							
							矢部中学校体育館						
							矢部中学校体育館	バレーボール	1面	110円	310円	2	蘇陽中学校
								バスケットボール	1面	110円	310円		校グラウンドの使用料
							矢部中学校体育館	卓球場	1面	110円	310円		について
								バドミントン	1面	110円	310円		は、夜間照明を使うと
							矢部中学校体育館	柔道	1面	110円	310円		きのみ徴収
								剣道	1面	110円	310円		するものと
							矢部中学校体育館	全館		210円	640円		する。
								バレーボール	1面	110円	310円		

	柔道	1面	110円	310円
	剣道	1面	110円	310円
	全館		210円	640円
矢部中学校グ ラウンド	全面		110円	810円
中島小学校グ ラウンド	全面		110円	810円
矢部小学校グ ラウンド	全面		110円	810円
清和中学校体 育館	全面			320円
清和小学校体 育館	全面			210円
蘇陽中学校グ ラウンド	全面			860円
蘇陽中学校体 育館	全面			320円
蘇陽小学校体 育館	全面			210円
蘇陽南小学校 体育館	全面			210円
蘇陽中学校武 道館	全面			160円

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

	柔道	1面	110円	310円
	剣道	1面	110円	310円
	全館		210円	650円
矢部中学校グ ラウンド	全面		110円	820円
中島小学校グ ラウンド	全面		110円	820円
矢部小学校グ ラウンド	全面		110円	820円
清和中学校体 育館	全面			320円
清和小学校体 育館	全面			210円
蘇陽中学校グ ラウンド	全面			870円
蘇陽中学校体 育館	全面			320円
蘇陽小学校体 育館	全面			210円
蘇陽南小学校 体育館	全面			210円
蘇陽中学校武 道館	全面			160円

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

山都町コミュニティセンター条例(平成17年山都町条例第82号)新旧対照表【第9条関係】

現行					改正後(案)				
別表第2(第8条関係)					別表第2(第8条関係)				
施設名	区分	使用料	暖房費		施設名	区分	使用料	暖房費	
菅尾コミュニティセンター	全室(1時間)	1,080円	—		菅尾コミュニティセンター	全室(1時間)	1,100円	—	
二瀬本コミュニティセンター	大和室(1時間)	1,080円	320円		二瀬本コミュニティセンター	大和室(1時間)	1,100円	320円	
	小和室(1時間)	210円	160円			小和室(1時間)	210円	160円	
	調理・実習室(1時間)	540円	—			調理・実習室(1時間)	550円	—	
	全室利用(1時間)	1,720円	490円			全室利用(1時間)	1,750円	490円	
注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。					注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。				

山都町地域福祉センター条例(平成17年山都町条例第85号)新旧対照表【第10条関係】

現行		改正後 (案)	
別表(第11条関係) 地域福祉センター使用料		別表(第11条関係) 地域福祉センター使用料	
区分	単位	区分	単位
会議室	1時間	会議室	1時間
作業訓練室	1時間	作業訓練室	1時間
教育介護研修室	1時間	教育介護研修室	1時間
多目的研修室	1時間	多目的研修室	1時間
共通部分	1時間	共通部分	1時間
入浴料	1回 (1人当たり)	入浴料	1回 (1人当たり)
使用料	324円	使用料	330円
	540円		550円
	540円		550円
	540円		550円
	540円		550円
	216円		220円
(注) 1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。 2 各室使用料に共通部分使用料を加算する。 3 町外使用者の場合は、使用料を2倍とする。		(注) 1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。 2 各室使用料に共通部分使用料を加算する。 3 町外使用者の場合は、使用料を2倍とする。	



山都町高齢者共同住宅条例(平成17年山都町条例第86号)新旧対照表【第11条関係】

現行		改正後(案)	
別表(第5条関係)		別表(第5条関係)	
	対象収入による階層区分		対象収入による階層区分
A	1,200,000円以下		1,200,000円以下
B	1,200,001円～1,300,000円		1,200,001円～1,300,000円
C	1,300,001円～1,400,000円		1,300,001円～1,400,000円
D	1,400,001円～1,500,000円		1,400,001円～1,500,000円
E	1,500,001円～1,600,000円		1,500,001円～1,600,000円
F	1,600,001円～1,700,000円		1,600,001円～1,700,000円
G	1,700,001円～1,800,000円		1,700,001円～1,800,000円
H	1,800,001円～1,900,000円		1,800,001円～1,900,000円
I	1,900,001円～2,000,000円		1,900,001円～2,000,000円
J	2,000,001円以上		2,000,001円以上
	入居料(月額)		入居料(月額)
A	0円		0円
B	4,320円		4,400円
C	7,560円		7,700円
D	10,800円		11,000円
E	14,040円		14,300円
F	17,280円		17,600円
G	20,520円		20,900円
H	23,760円		24,200円
I	27,000円		27,500円
J	32,400円		33,000円
<p>(注)1 この表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p> <p>(注)2 この表において「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>(注)3 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。</p>		<p>(注)1 この表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p> <p>(注)2 この表において「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。</p> <p>(注)3 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。</p>	

山都町老人福祉センター条例(平成17年山都町条例第93号)新旧対照表【第12条関係】

現行			改正後 (案)		
別表第1(第12条関係)					
区分	町内に住所を有する者	左記以外の者	区分	町内に住所を有する者	左記以外の者
利用料	無料	320円	利用料	無料	330円
(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。					
別表第2(第6条関係)					
対象収入による階層区分		入居料(月額)	対象収入による階層区分		入居料(月額)
A	1,200,000円以下	0円	A	1,200,000円以下	0円
B	1,200,001円～1,300,000円	4,320円	B	1,200,001円～1,300,000円	4,400円
C	1,300,001円～1,400,000円	7,560円	C	1,300,001円～1,400,000円	7,700円
D	1,400,001円～1,500,000円	10,800円	D	1,400,001円～1,500,000円	11,000円
E	1,500,001円～1,600,000円	14,040円	E	1,500,001円～1,600,000円	14,300円
F	1,600,001円～1,700,000円	17,280円	F	1,600,001円～1,700,000円	17,600円
G	1,700,001円～1,800,000円	20,520円	G	1,700,001円～1,800,000円	20,900円
H	1,800,001円～1,900,000円	23,760円	H	1,800,001円～1,900,000円	24,200円
I	1,900,001円～2,000,000円	27,000円	I	1,900,001円～2,000,000円	27,500円
J	2,000,001円以上	32,400円	J	2,000,001円以上	33,000円
(注)					
1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。		1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。			
2 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。		2 この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。			

3 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。

3 夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とする。

山都町生活支援ハウス条例(平成17年山都町条例第94号)新旧対照表【第13条関係】

現行				改正後(案)			
別表第1(第12条関係)				別表第1(第12条関係)			
事業名	サービス内容	利用単位	利用料	事業名	サービス内容	利用単位	利用料
居住部門事業	居住設備使用料(1人部屋)	1箇月	3,240円	居住部門事業	居住設備使用料(1人部屋)	1箇月	3,300円
	居住設備使用料(2人部屋)	1箇月	5,400円		居住設備使用料(2人部屋)	1箇月	5,500円
一般開放	入浴サービス(町内者)	1回	210円	一般開放	入浴サービス(町内者)	1回	210円
	入浴サービス(町外者)	1回	320円		入浴サービス(町外者)	1回	320円
	訓練機器サービス	1回	100円		訓練機器サービス	1回	100円
<p>(1) 居住部門事業で、居住サービスの利用を月の途中で開始し、又は中止した場合は、その月の利用期間が15日を超えないときは、その月の利用料等の額は、2分の1の額とする。</p> <p>(2) 居住部門事業については、利用料とは別に、収入に応じて次の居住部門利用者負担基準により、入居料を徴収する。</p> <p>(3) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p>				<p>(1) 居住部門事業で、居住サービスの利用を月の途中で開始し、又は中止した場合は、その月の利用期間が15日を超えないときは、その月の利用料等の額は、2分の1の額とする。</p> <p>(2) 居住部門事業については、利用料とは別に、収入に応じて次の居住部門利用者負担基準により、入居料を徴収する。</p> <p>(3) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p>			
別表第2(第12条関係)				別表第2(第12条関係)			
対象収入による階層区分				対象収入による階層区分			
A	1,200,000円以下		0円	A	1,200,000円以下		0円
B	1,200,001円～1,300,000円		4,320円	B	1,200,001円～1,300,000円		4,400円
C	1,300,001円～1,400,000円		7,560円	C	1,300,001円～1,400,000円		7,700円
D	1,400,001円～1,500,000円		10,800円	D	1,400,001円～1,500,000円		11,000円
E	1,500,001円～1,600,000円		14,040円	E	1,500,001円～1,600,000円		14,300円
F	1,600,001円～1,700,000円		17,280円	F	1,600,001円～1,700,000円		17,600円

G	1,700,001円～1,800,000円	20,520円
H	1,800,001円～1,900,000円	23,760円
I	1,900,001円～2,000,000円	27,000円
J	2,000,001円～2,100,000円	32,400円
K	2,100,001円～2,200,000円	37,800円
L	2,200,001円～2,300,000円	43,200円
M	2,300,001円～2,400,000円	48,600円
N	2,400,001円以上	54,000円

(1) 光熱水費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。

(2) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。

G	1,700,001円～1,800,000円	20,900円
H	1,800,001円～1,900,000円	24,200円
I	1,900,001円～2,000,000円	27,500円
J	2,000,001円～2,100,000円	33,000円
K	2,100,001円～2,200,000円	38,500円
L	2,200,001円～2,300,000円	44,000円
M	2,300,001円～2,400,000円	49,500円
N	2,400,001円以上	55,000円

(1) 光熱水費の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費の実費については、利用者が負担するものとする。

(2) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。

山都町高齢者憩いの家条例(平成17年山都町条例第95号)新旧対照表【第14条関係】

現行		改正後(案)	
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)	別表(第8条関係)	別表(第8条関係)
使用時間	利用料	使用時間	利用料
3時間以内	1,080円	3時間以内	1,100円
3時間以上5時間未満	2,160円	3時間以上5時間未満	2,200円
5時間以上8時間未満	2,700円	5時間以上8時間未満	2,750円
午後6時から午後10時まで (夜間利用)	3,240円	午後6時から午後10時まで (夜間利用)	3,300円
冷暖房利用料	100円	冷暖房利用料	100円
備考		備考	
1 1時間単位の利用料とし、1時間に満たないときは、1時間とみなす。		1 1時間単位の利用料とし、1時間に満たないときは、1時間とみなす。	
2 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。		2 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。	

山都町介護予防拠点施設条例(平成17年山都町条例第97号)新旧対照表【第15条関係】

現行		改正後 (案)	
別表第2(第12条関係)			
	居室使用料金		備考
		冷暖房使用時	
多目的ホール 会議室(和室)	430円	640円 <sup>1</sup>	利用料金の額は、1時間当たりの額とする。 2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。 3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
	320円	540円	
別表第3(第12条関係)			
	居室使用料金		備考
		冷暖房使用時	
多目的ホール 会議室(和室)	440円	660円 <sup>1</sup>	利用料金の額は、1時間当たりの額とする。 2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。 3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
	330円	550円	
別表第2(第12条関係)			
	居室使用料金		備考
		冷暖房使用時	
大広間 会議室 調理実習室		1,100円 <sup>1</sup>	利用料金の額は、1時間当たりの額とする。 2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。 3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
		110円	
別表第3(第12条関係)			
	使用料金		備考
	区分		
大広間 会議室 調理実習室		1,080円 <sup>1</sup>	利用料金の額は、1時間当たりの額とする。 2 利用時間は、1時間未満は切り上げるものとする。 3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
		100円	
別表第3(第12条関係)			
	使用料金		備考
	区分		
大広間 会議室 調理実習室		540円 <sup>2</sup>	利用料金の額は、1時間未満は切り上げるものとする。 3 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
		540円	

山都町人権センター条例(平成17年山都町条例第99号)新旧対照表【第16条関係】

現行		改正後 (案)																																																				
別表(第5条関係)																																																						
区分	夏季					冬季																																																
	午前	午後	夜間	終日	終日	午前	午後	夜間	終日	終日																																												
大室	200円	200円	280円	520円	260円	260円	260円	350円	780円	780円																																												
小室	150円	150円	220円	420円	210円	210円	210円	280円	620円	620円																																												
備考																																																						
<p>1 この表において「冬季」とは、1月、2月、3月、11月及び12月の5箇月をいう。</p> <p>2 冬季においても、暖房を使用しないときは、夏季料金とする。</p> <p>3 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>																																																						
<p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <td rowspan="2">区分</td> <td colspan="5">夏季</td> <td colspan="5">冬季</td> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>終日</td> <td>終日</td> <td>午前</td> <td>午後</td> <td>夜間</td> <td>終日</td> <td>終日</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大室</td> <td>204円</td> <td>204円</td> <td>286円</td> <td>530円</td> <td>530円</td> <td>265円</td> <td>265円</td> <td>356円</td> <td>795円</td> <td>795円</td> </tr> <tr> <td>小室</td> <td>152円</td> <td>152円</td> <td>224円</td> <td>427円</td> <td>427円</td> <td>214円</td> <td>214円</td> <td>286円</td> <td>632円</td> <td>632円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「冬季」とは、1月、2月、3月、11月及び12月の5箇月をいう。</p> <p>2 冬季においても、暖房を使用しないときは、夏季料金とする。</p> <p>3 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。</p>												区分	夏季					冬季					午前	午後	夜間	終日	終日	午前	午後	夜間	終日	終日	大室	204円	204円	286円	530円	530円	265円	265円	356円	795円	795円	小室	152円	152円	224円	427円	427円	214円	214円	286円	632円	632円
区分	夏季					冬季																																																
	午前	午後	夜間	終日	終日	午前	午後	夜間	終日	終日																																												
大室	204円	204円	286円	530円	530円	265円	265円	356円	795円	795円																																												
小室	152円	152円	224円	427円	427円	214円	214円	286円	632円	632円																																												



山都町保健福祉センター条例(平成17年山都町条例第102号)新旧対照表【第17条関係】

現行		改正後 (案)		
別表第2(第7条関係)		別表第2(第7条関係)		
利用区分	使用料	利用区分	使用料	
	冷暖房を使用する場合		冷暖房を使用する場合	
保健センター	相談室	257円	627円	使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。
	会議・視聴覚室	257円	627円	
		器具利用1台につき	617円	
	研修室	257円	627円	
	生活指導室	308円	678円	
福祉センター	栄養指導室	410円	1,028円	福祉センターのボランティア室・研修室を別箇に利用するときは、左の料金の半額を料金とする。
		調理台利用1台につき	120円	
	多目的ホール	617円	1,234円	
福祉センター	教養・娯楽室	308円	678円	福祉センターのボランティア室・研修室を別箇に利用するときは、左の料金の半額を料金とする。
	ボランティア室・研修室	410円	1,028円	
	相談室	257円	627円	
福祉センター	ゲートボール施設	50円	50円	ゲートボール施設を利用するときは、センター利用者以外の方が、ゲートボール施設を利用できるときは、センター利用者が利用し

	場合は、無 料	ないときに限るものと し、使用料は、1コート につき1時間当たりの使 用料とする。
備考	使用料には、消費税及び地方消費税を含む。	

別表第3(第7条関係)

## 清和保健センター使用料

利用区分	使用料		備考
		冷暖房を使用 する場合	
保健 セン ター	相談室	257円	627円
	会議室・機能訓練室	410円	1,028円
	栄養指導実習室	410円	1,028円
	調理台利用1台につき 120 円		

(注)

- 1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
- 2 使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

## 蘇陽保健センター使用料

区分	単位	使用料
会議室	時間	648円(半室324円)
運動訓練室	時間	540円
調理実習室	時間	540円

	場合は、無 料	ないときに限るものと し、使用料は、1コート につき1時間当たりの使 用料とする。
備考	使用料には、消費税及び地方消費税を含む。	

別表第3(第7条関係)

## 清和保健センター使用料

利用区分	使用料		備考
		冷暖房を使用 する場合	
保健 セン ター	相談室	260円	640円
	会議室・機能訓練室	420円	1,050円
	栄養指導実習室	420円	1,050円
	調理台利用1台につき 120 円		

(注)

- 1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。
- 2 使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

## 蘇陽保健センター使用料

区分	単位	使用料
会議室	時間	660円(半室330円)
運動訓練室	時間	550円
調理実習室	時間	550円

生活栄養指導室	時間	540円	生活栄養指導室	時間	550円
共通部分	時間	540円	共通部分	時間	550円
<p>(注)</p> <p>1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p> <p>2 各室使用料に共通部分を加算する。</p> <p>3 町外利用者の場合は、使用料を2倍とする。</p> <p>4 使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。</p>			<p>(注)</p> <p>1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p> <p>2 各室使用料に共通部分を加算する。</p> <p>3 町外利用者の場合は、使用料を2倍とする。</p> <p>4 使用料は、1時間当たりの使用料とする。ただし、1時間未満の端数があるときは、切り上げるものとする。</p>		

山都町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年山都町条例第104号)新旧対照表【第18条関係】

現行	改正後 (案)
<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第9条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収する。</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ (略)</p> <p>(2) し尿 1リットルにつき10.8円(消費税相当額を含む。)。ただし、処理量に乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。</p>	<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第9条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、手数料を徴収する。</p> <p>2 手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ごみ (略)</p> <p>(2) し尿 1リットルにつき11.0円(消費税相当額を含む。)。ただし、処理量に乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。</p>

山都町二瀬本ふれあい館条例(平成17年山都町条例第112号)新旧対照表【第19条関係】

現行		改正後 (案)																																							
<p>(使用料)</p> <p>第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料_____を納付しなければならない。</p>		<p>(使用料)</p> <p>第14条 利用者は、利用の許可を受けたときは、その使用料の上限として別表で定める額以下で町長が指定する額を納付しなければならない。</p>																																							
<p>別表(第14条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産加工室</td> <td>1日</td> <td>324円</td> </tr> <tr> <td>多目的機能室</td> <td>1日</td> <td>216円</td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>1行程</td> <td>756円</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>立方メートル</td> <td>432円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	農産加工室	1日	324円	多目的機能室	1日	216円	洗濯室	1行程	756円	LPガス	立方メートル	432円	<p>別表(第14条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農産加工室</td> <td>味噌づくり</td> <td>1日</td> <td>1,210円</td> </tr> <tr> <td>味噌づくり以外</td> <td>1日</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>ボイラー</td> <td>1日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗濯室</td> <td>洗濯機</td> <td>1回</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>乾燥機</td> <td>1回</td> <td>55円</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>0.1立方メートル</td> <td>75円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料(上限額)	農産加工室	味噌づくり	1日	1,210円	味噌づくり以外	1日	550円	ボイラー	1日	1,000円	洗濯室	洗濯機	1回	770円	乾燥機	1回	55円	LPガス	0.1立方メートル	75円
区分	単位	使用料																																							
農産加工室	1日	324円																																							
多目的機能室	1日	216円																																							
洗濯室	1行程	756円																																							
LPガス	立方メートル	432円																																							
区分	単位	使用料(上限額)																																							
農産加工室	味噌づくり	1日	1,210円																																						
	味噌づくり以外	1日	550円																																						
	ボイラー	1日	1,000円																																						
洗濯室	洗濯機	1回	770円																																						
	乾燥機	1回	55円																																						
LPガス	0.1立方メートル	75円																																							
<p>(注)</p> <p>1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p> <p>2 灯油については実費とする。</p>		<p>(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。</p>																																							

山都町蘇陽営農センター条例(平成17年山都町条例第113号)新旧対照表【第20条関係】

現行				改正後 (案)			
別表(第14条関係)				別表(第14条関係)			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
大研修室	時間	4,320円		大研修室	時間	4,400円	
和室研修室	時間	432円		和室研修室	時間	440円	
土地利用調整室	時間	648円		土地利用調整室	時間	660円	
パソコン学習室	時間	540円		パソコン学習室	時間	550円	
(注)				(注)			
1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。				1 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。			
2 町外使用者の場合は、使用料を2倍とする。				2 町外使用者の場合は、使用料を2倍とする。			

山都町二瀬本研修センター条例(平成17年山都町条例第114号)新旧対照表【第21条関係】

現行		改正後(案)	
別表(第14条関係)		別表(第14条関係)	
利用人員	使用料(午前8時から午後5時まで)	利用人員	使用料(午前8時から午後5時まで)
50人まで	1,296円	50人まで	1,320円
51人から100人まで	2,160円	51人から100人まで	2,200円
101人から150人まで	2,700円	101人から150人まで	2,750円
151人以上	3,240円	151人以上	3,300円
(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。		(注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。	

山都町清和研修センター一条例(平成17年山都町条例第115号)新旧対照表【第22条関係】

現行						改正後(案)							
別表(第14条関係) 清和研修センター使用料						別表(第14条関係) 清和研修センター使用料							
利用時間	大会議室	中会議室	研修相談室	和室	OA研修室	特別使用料	利用時間	大会議室	中会議室	研修相談室	和室	OA研修室	特別使用料
室使用料 (1時間当たり)	1,296円	648円	648円	648円	1,296円	営利又は宣伝を目的とした利用及び町民以外の利用については、室使用料を倍額とする。	室使用料 (1時間当たり)	1,320円	660円	660円	660円	1,320円	営利又は宣伝を目的とした利用及び町民以外の利用については、室使用料を倍額とする。
冷暖房使用料 (1時間当たり)	648円	324円	324円	324円	648円		冷暖房使用料 (1時間当たり)	660円	330円	330円	330円	660円	
注						注							
1 1時間単位の使用料とし、1時間に満たない場合は1時間とみなす。						1 1時間単位の使用料とし、1時間に満たない場合は1時間とみなす。							
2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。						2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。							



山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)新旧対照表【第23条関係】

現行		改正後(案)			
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)			
	室使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	特別使用料		
研修室 全室	1,080円	540円 <sup>1</sup>	1,100円	550円 <sup>1</sup>	営利や宣伝を目的とした
(大) 半室	540円	270円	550円	270円	を目的とした
研修室(中)	540円	270円	550円	270円	室使用料は、
研修室(小)	540円	270円	550円	270円	倍額とする。
和室	540円	270円 <sup>2</sup>	550円	270円 <sup>2</sup>	町民以外の
生活改善室(占有して利用する場合)	540円	270円	550円	270円	室使用料は、 倍額とする。
(注)		(注)			
1 1時間単位の使用料とし、1時間に満たないときは、1時間とみなす。		1 1時間単位の使用料とし、1時間に満たないときは、1時間とみなす。			
2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。		2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。			

山都町黒峰牧場条例(平成17年山都町条例第123号)新旧対照表【第24条関係】

現行		改正後(案)	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
区分	使用料	区分	使用料
肉用繁殖牛	1頭1シーズン(5月から11月まで)につき 5,400円	肉用繁殖牛	1頭1シーズン(5月から11月まで)につき 5,500円
子牛	無料	子牛	無料
(注)表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。		(注)表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。	

山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)新旧対照表【第25条関係】

現行		改正後 (案)	
(料金)			
第34条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。			
量水器口径区分	基本水量	基本料金1箇月に つき	従量料金7m <sup>3</sup> を超え る1m <sup>3</sup> につき
一般用	13メートル 7m <sup>3</sup> 当たり	1,080円	151円
	20 "	1,198円	151円
	25 "	1,220円	151円
	30 "	1,317円	151円
	40 "	1,468円	151円
	50 "	3,585円	151円
	75 "	4,428円	151円
営業用	20 "	1,198円	7m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき
	25 "	1,220円	97.2円
			200m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき
一時用		1m <sup>3</sup> につき	151円
消火栓(演習用)	10分(約10m <sup>3</sup> )		302円
			1,080円
(料金)			
第34条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径の区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。			
量水器口径区分	基本水量	基本料金1箇月に つき	従量料金7m <sup>3</sup> を超え る1m <sup>3</sup> につき
一般用	13メートル 7m <sup>3</sup> 当たり	1,100円	154円
	20 "	1,221円	154円
	25 "	1,243円	154円
	30 "	1,342円	154円
	40 "	1,496円	154円
	50 "	3,652円	154円
	75 "	4,510円	154円
営業用	20 "	1,221円	7m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで1m <sup>3</sup> につき
	25 "	1,243円	99円
			200m <sup>3</sup> を超える1m <sup>3</sup> につき
一時用		1m <sup>3</sup> につき	154円
消火栓(演習用)	10分(約10m <sup>3</sup> )		308円
			1,100円

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(施設工事の加入金)

第44条 給水装置の新設工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により加入金として、次に定める額をその申込みの際に納付しな  
ければならない。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	32,400円
20 "	43,200円
25 "	86,400円
30 "	140,400円
40 "	270,000円
50 "	486,000円
75 "	1,404,000円

2～4 (略)

注 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(施設工事の加入金)

第44条 給水装置の新設工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により加入金として、次に定める額をその申込みの際に納付しな  
ければならない。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	33,000円
20 "	44,000円
25 "	88,000円
30 "	143,000円
40 "	275,000円
50 "	495,000円
75 "	1,430,000円

2～4 (略)

山都町簡易水道等事業給水条例(平成18年山都町条例第20号)新旧対照表【第26条関係】

現行		改正後 (案)																																																																																																													
<p>(料金)</p> <p>第32条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 簡易水道の料金</p> <p>ア 中部地区簡易水道、尾野尻地区簡易水道、高月地区簡易水道、小峰地区簡易水道、朝日地区簡易水道、馬見原地区簡易水道、菅尾地区簡易水道、柏地区簡易水道、柏第二地区簡易水道、東竹原地区簡易水道、西部地区簡易水道、今村地区簡易水道、山都中央地区簡易水道、矢部長谷地区簡易水道、矢部地区簡易水道、白糸地区簡易水道及び蘇陽長谷地区簡易水道</p>		<p>(料金)</p> <p>第32条 料金は、1箇月につき次に掲げる用途及び量水器口径区分に従い、使用水量に応じ基本料金及び従量料金の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 簡易水道の料金</p> <p>ア 中部地区簡易水道、尾野尻地区簡易水道、高月地区簡易水道、小峰地区簡易水道、朝日地区簡易水道、馬見原地区簡易水道、菅尾地区簡易水道、柏地区簡易水道、柏第二地区簡易水道、東竹原地区簡易水道、西部地区簡易水道、今村地区簡易水道、山都中央地区簡易水道、矢部長谷地区簡易水道、矢部地区簡易水道、白糸地区簡易水道及び蘇陽長谷地区簡易水道</p>																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>用途</th> <th>メーター口径区分</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金(1箇月につき)</th> <th>超過料金(1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>13mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,080円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>尾野尻地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>20mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,198円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>高月地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>25mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,220円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>小峰地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>30mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,317円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>朝日地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>40mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,468円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>馬見原地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>50mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>3,585円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>公共</td> <td>75mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>4,428円</td> <td>151円</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>公共</td> <td>—</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>540円</td> <td>151円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	用途	メーター口径区分	基本水量	基本料金(1箇月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	中部地区簡易水道	一般	13mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,080円	151円	尾野尻地区簡易水道	一般	20mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,198円	151円	高月地区簡易水道	一般	25mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,220円	151円	小峰地区簡易水道	一般	30mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,317円	151円	朝日地区簡易水道	一般	40mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,468円	151円	馬見原地区簡易水道	一般	50mm	7m <sup>3</sup> 当たり	3,585円	151円	道	公共	75mm	7m <sup>3</sup> 当たり	4,428円	151円	道	公共	—	7m <sup>3</sup> 当たり	540円	151円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>用途</th> <th>メーター口径区分</th> <th>基本水量</th> <th>基本料金(1箇月につき)</th> <th>超過料金(1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>13mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,100円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>尾野尻地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>20mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,221円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>高月地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>25mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,243円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>小峰地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>30mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,342円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>朝日地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>40mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>1,496円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>馬見原地区簡易水道</td> <td>一般</td> <td>50mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>3,652円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>公共</td> <td>75mm</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>4,510円</td> <td>154円</td> </tr> <tr> <td>道</td> <td>公共</td> <td>—</td> <td>7m<sup>3</sup>当たり</td> <td>550円</td> <td>154円</td> </tr> </tbody> </table>		名称	用途	メーター口径区分	基本水量	基本料金(1箇月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	中部地区簡易水道	一般	13mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,100円	154円	尾野尻地区簡易水道	一般	20mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,221円	154円	高月地区簡易水道	一般	25mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,243円	154円	小峰地区簡易水道	一般	30mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,342円	154円	朝日地区簡易水道	一般	40mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,496円	154円	馬見原地区簡易水道	一般	50mm	7m <sup>3</sup> 当たり	3,652円	154円	道	公共	75mm	7m <sup>3</sup> 当たり	4,510円	154円	道	公共	—	7m <sup>3</sup> 当たり	550円	154円
名称	用途	メーター口径区分	基本水量	基本料金(1箇月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)																																																																																																										
中部地区簡易水道	一般	13mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,080円	151円																																																																																																										
尾野尻地区簡易水道	一般	20mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,198円	151円																																																																																																										
高月地区簡易水道	一般	25mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,220円	151円																																																																																																										
小峰地区簡易水道	一般	30mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,317円	151円																																																																																																										
朝日地区簡易水道	一般	40mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,468円	151円																																																																																																										
馬見原地区簡易水道	一般	50mm	7m <sup>3</sup> 当たり	3,585円	151円																																																																																																										
道	公共	75mm	7m <sup>3</sup> 当たり	4,428円	151円																																																																																																										
道	公共	—	7m <sup>3</sup> 当たり	540円	151円																																																																																																										
名称	用途	メーター口径区分	基本水量	基本料金(1箇月につき)	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)																																																																																																										
中部地区簡易水道	一般	13mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,100円	154円																																																																																																										
尾野尻地区簡易水道	一般	20mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,221円	154円																																																																																																										
高月地区簡易水道	一般	25mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,243円	154円																																																																																																										
小峰地区簡易水道	一般	30mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,342円	154円																																																																																																										
朝日地区簡易水道	一般	40mm	7m <sup>3</sup> 当たり	1,496円	154円																																																																																																										
馬見原地区簡易水道	一般	50mm	7m <sup>3</sup> 当たり	3,652円	154円																																																																																																										
道	公共	75mm	7m <sup>3</sup> 当たり	4,510円	154円																																																																																																										
道	公共	—	7m <sup>3</sup> 当たり	550円	154円																																																																																																										

菅尾地区簡易水道用				
柏地区簡易水道	一時	＝	1m <sup>3</sup> につき	302円
柏第二地区簡易水道	消火栓(演習用)	＝	10分(約10m <sup>3</sup> )	1,080円
東竹原地区簡易水道				
西部地区簡易水道				
今村地区簡易水道				
山都中央地区簡易水道				
水道				
矢部長谷地区簡易水道				
水道				
矢部地区簡易水道				
白糸地区簡易水道				
蘇陽長谷地区簡易水道				
水道				

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

イ 大矢野原地区簡易水道

名称	基本料金(1箇月につき)	基本水量	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
大矢野原地区簡易水道	400円	—	—

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(2) (略)  
(加入金)

菅尾地区簡易水道用	一時	＝	1m <sup>3</sup> につき	308円
柏地区簡易水道	消火栓(演習用)	＝	10分(約10m <sup>3</sup> )	1,100円
柏第二地区簡易水道				
東竹原地区簡易水道				
西部地区簡易水道				
今村地区簡易水道				
山都中央地区簡易水道				
水道				
矢部長谷地区簡易水道				
水道				
矢部地区簡易水道				
白糸地区簡易水道				
蘇陽長谷地区簡易水道				
水道				

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

イ 大矢野原地区簡易水道

名称	基本料金(1箇月につき)	基本水量	超過料金(1m <sup>3</sup> につき)
大矢野原地区簡易水道	400円	—	—

(注) 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。

(2) (略)  
(加入金)

第42条 (略)

- 2 新設工事における加入金の額は、それぞれ次の表の左欄に掲げるメートルの口径の区分ごとに同表の右欄に定める額とする。

メートルの口径	加入金の額
13ミリメートル	32,400円
20ミリメートル	43,200円
25ミリメートル	86,400円
30ミリメートル	140,400円
40ミリメートル	270,000円
50ミリメートル	486,000円
75ミリメートル	1,404,000円

3～5 (略)

第42条 (略)

- 2 新設工事における加入金の額は、それぞれ次の表の左欄に掲げるメートルの口径の区分ごとに同表の右欄に定める額とする。

メートルの口径	加入金の額
13ミリメートル	33,000円
20ミリメートル	44,000円
25ミリメートル	88,000円
30ミリメートル	143,000円
40ミリメートル	275,000円
50ミリメートル	495,000円
75ミリメートル	1,430,000円

3～5 (略)

山都町福祉サービス手数料条例(平成18年山都町条例第29号)新旧対照表【第27条関係】

現行		改正後(案)	
別表(第3条関係)	名称	別表(第3条関係)	名称
	額		額
高齢者短期宿泊事業手数料	1泊につき1,000円	高齢者短期宿泊事業手数料	1泊につき1,000円
外出支援サービス事業手数料	自宅を起点に目的地まで30km未満の片道につき500円 30km以上の片道につき1,000円	外出支援サービス事業手数料	自宅を起点に目的地まで30km未満の片道につき500円 30km以上の片道につき1,000円
緊急通報体制整備事業手数料(月額)	市町村民税課税世帯 500円	緊急通報体制整備事業手数料(月額)	市町村民税課税世帯 550円
	市町村民税非課税世帯 250円		市町村民税非課税世帯 275円
	生活保護法による被保護世帯 0円		生活保護法による被保護世帯 0円



山都町文化交流拠点施設設置条例(平成29年山都町条例第16号)新旧対照表【第28条関係】

現行		改正後 (案)			
別表(第12条関係) 山都町観光文化交流館使用料		別表(第12条関係) 山都町観光文化交流館使用料			
利用時間	9時～17時 (1時間当たり)	17時～22時 (1時間当たり)	17時～22時 (1時間当たり)	17時～22時 (1時間当たり)	備考
区分	交流室	2,700円	2,750円	2,750円	町民以外の利用
	多目的ステージ (屋外広場含む)	1,350円	1,375円	1,650円	の場合は、当該利 用に係る使用料の 額を2倍にした額 を使用料として徴 収する。
(備考)		(備考)			
1 1時間単位の使用料とし、1時間に満たない場合は1時間とみなす。		1 1時間単位の使用料とし、1時間に満たない場合は1時間とみなす。			
2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。		2 表の金額は、消費税相当額を加えた総額表示である。			

清和村有林野使用料徴収条例(昭和32年山都町清和村条例第16号)新旧対照表【第29条関係】

現行	改正後 (案)
<p>(徴収)</p> <p>第5条 使用料は、1か年につき、次のとおり徴収するものとする。</p> <p>(1) 自家用林萱の採取10アールにつき <u>100円</u></p> <p>(2) 放牧場、繫場10アールにつき <u>100円</u></p> <p>(3) 農耕地として使用する場合10アールにつき <u>1,000円</u></p> <p>(4) 果樹園等として使用する場合10アールにつき <u>1,000円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(徴収)</p> <p>第5条 使用料は、1か年につき、次のとおり徴収するものとする。</p> <p>(1) 自家用林萱の採取10アールにつき <u>110円</u></p> <p>(2) 放牧場、繫場10アールにつき <u>110円</u></p> <p>(3) 農耕地として使用する場合10アールにつき <u>1,100円</u></p> <p>(4) 果樹園等として使用する場合10アールにつき <u>1,100円</u></p> <p>2 (略)</p>